

「豊島区議会議員の政治倫理に関する条例（素案）」パブリックコメント実施結果

1. 意見募集の概要

- ①実施期間 令和6年2月15日（木）から令和6年3月15日（金）まで
- ②周知方法 広報としま2月21日号掲載、区議会ホームページ掲載
- ③閲覧場所 区議会事務局、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区議会ホームページ
- ④受付状況 メール 5件
※メールと同内容のFAX1件あり
- ⑤意見件数 13件
※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、受付件数と意見件数は一致しません。

2. ご意見の概要と区議会の考え方

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|----|---|----|---|
| 1 | 令和4年、自民党区議2名が政治資金規制法違反で罰金、公民権停止の刑を受け議員辞職するという豊島区議会史上初の事件が発生し、区議会の政治不信払しょくと再発防止のため、あらたな条例検討が開始された。公民権停止直後の選挙で再び議員となった2人には、この倫理条例策定の原因を作った当事者として、今後、議会、区民、区職員に対して、誠実な謝罪と事件の動機、経過、反省の弁を発信、公開する事は、避けてはならない責務と考えられる。 | 1 | 令和5年6月、当該自民党区議2名が正副幹事長会へ出席し、事件に対する謝罪や経過等について説明がありました。 また、出席している正副幹事長から質疑があり、自民党豊島区議団より当時提出された報告書の事実内容に相違がないことや、新たな事実が確認できた場合は速やかに正副幹事長会に報告することを確認しました。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|----|--|----|---|
| 2 | 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例の具体的取り組みは通常政治倫理施行規則に記すべきと考えるが、今回施行規則を省いた理由を示していただきたい。 | 1 | 政治倫理条例は、議員活動の行動基準や区民に対する説明責任を定めたものです。なお、政治倫理条例の施行に関し必要な事項は、条例施行規程で規定することとしており、政治倫理検討会で協議しています。その規定の主な内容は、条例に規定している兼業報告書や請負状況等報告書などの様式を定めることとしています。このため、条例施行規程はパブリックコメントの対象にはしていません。 |
| 3 | 第5条(4)「～又は職権不正に行使するよう働きかける行為をしないこと。」の後に、「後援会費、パーティー券など金品を求め授受してはならない。」の文言を追加していただきたい。 | 1 | 条例第5条第1項第2号に「職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしていないこと」と金品授受の禁止を規定しているため、文言の追加は必要ないと考えています。 |
| 4 | 第5条(6)について、「～人権侵害の恐れ・・・」は具体的に項目を例示すべきと考える。例えば、全てのハラスメント、民族、国籍、人種、社会的地位などに対する差別的発言、行為など。違反した場合は、第13条の適用になるが、2回以上同じ過ちをした場合は、議員辞職勧告とする。また、被害者の救済措置も明記すべきである。刑事犯については逮捕、訴追の段階で即議員辞職勧告とすべき。 | 1 | 人権侵害のおそれのある行為の禁止として全てのハラスメント行為を規定しており、民族、国籍、人種、社会的地位に対する差別的発言や行為なども含まれると考えます。ハラスメントの内容は多岐にわたることから、その例示はしていません。 遵守義務違反行為があると認めた場合、条例第13条で規定している5つの措置のうち、どの措置を適用するかは、特別委員会において違反行為の重大性等を総合的に判断して決定することになります。 なお、被害者の救済措置を議会として行うことは、困難と考えているため、規定はしていません。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|----|--|----|---|
| 5 | <p>第10条について、議員への調査請求は100人以上とあるが、人数を限定すべきでない。請願権と政治倫理の調査請求権とはどのような点が異なるのか。区民が議会に意見を請求する権利の行使は、区政への区民参加について、むしろ好ましいことだと思う。また、調査請求者に住所、氏名、生年月日などが必要となると、100人の請求者を求めることは大変困難である。出来るだけ調査請求を避けることにならないか危惧する。折角の政治倫理条例が無意味化するのではないか。</p> | 1 | <p>調査請求の人数については、既に政治倫理条例を制定している団体(※)などを参考として、政治倫理検討会において100人に決定しました。調査請求の人数に一定のハードルを持たせているのは、請求の濫用を防ぐ目的があります。また、住所、氏名、生年月日を記載する理由としては、調査請求ができる要件である、18歳以上の区民を確認するためです。</p> <p>なお、この調査請求のほか、意見を申し述べる権利としては、請願・陳情の制度を利用することができます。</p> |
| 6 | <p>第11条、第12条について、政治倫理調査特別委員会は当然。併せて第三者による特別委員会を設置すべきではないか。特別委員会は非公開とし、委員には弁護士などの専門家、議員、区民代表の三者で構成する。特別委員会の討議と結論は議長に提出し、議長はこれを政治倫理調査特別委員会にはかる。</p> <p>理由は</p> <p>①最初から調査特別委員会にはかると、多数決によって条例が十分に審議されるのかどうか不明になる。仮に専門家を招いても参考意見にとどめられることになる。</p> <p>②その点、特別委員会では細部にわたり審議され、その結論に十分な説得力が担保されることになると思う。</p> <p>政治倫理調査特別委員会は原則公開すべきである。</p> | 1 | <p>議員または区民からの調査請求を審査する会議体を議員で構成する特別委員会とするのか、弁護士や区民など有識者も入れた審査会にするのか政治倫理検討会において協議してきました。</p> <p>その結果、議会の議決で設置し、委員会条例に基づき公開を原則とする特別委員会とすることに決定しました。</p> <p>なお、第三者を入れることを担保するため、条例第12条第4項に参考人に出席を求めることができると規定しています。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|----|--|----|--|
| 7 | この条例は法令に関する事項が多く、また、議員の資格を問うものも出てくる。従って、議会事務局も専門の担当者を配置するなど、議会をリードする部署であってほしいと願う。 | 1 | 現状では、区議会事務局には法令専門の担当者は配置されていませんが、区の法務部門と連携し、様々な事案に対応しています。 |
| 8 | 政治倫理はどういうものかの記載はあるが、その価値判断は最終的には区民によるものでなくてはならない。そのためにも、判断できるような情報公開が原則であり、特に政治倫理審査会は、区民が傍聴できるものにしていただきたい。そもそも、豊島区議会がこの条例を設置するに至った事実を踏まえて、今後の議会活動が条例に沿ったものであることを期待したい。 | 1 | 政治倫理調査特別委員会は委員会条例に基づき、委員長の許可を得て傍聴することができることになっています。 政治倫理条例は、議員活動の行動基準や区民に対する説明責任を定めたものであるため、今回のような事件が二度と起きないように、条例に沿った議会活動を行っていきます。 |
| 9 | 第1条（目的）にかなう区政が行われるためには、本条例を定めるのにとどまらず、第2条（議会の役割）と共に、議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を、議員自らが議論をしたうえで、もっと具体的な行動規範にまとめる必要があると思う。条例を作っただけでなく、魂の入った実効性があるものにして頂くことをお願いしたい。 | 1 | 政治倫理条例の策定にあたっては、各党派より選出された委員で構成する政治倫理検討会において令和4年から計13回の協議を行いました。また全議員を対象とした研修会も2回実施するなど、議員が主体となって検討を進めてきました。具体的な行動規範については、条例第5条の政治倫理規準や条例第7条の請負及び指定管理に係る義務など行動基準や説明責任について定めています。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|----|--|----|---|
| 10 | <p>第10条（調査請求）要件として、100人以上の区の区域内に住所を有する者の連署で、且つ2項の順守義務違反行為に係る事実を証する書面を添えてというところまでハードルを高める意図が解せない。一般社会における通報制度は、ハードルをできるだけ下げ、且つ請求者に不利益が生じないような取り扱いへの配慮を十分にすることで、漸く制度としての実効性が担保されている。本気で制度設計するのであれば、請求や通報の間口は広げ、その代わり受付窓口には、経験のある弁護士などの専門職を配することで、請求や通報の濫用を防止する形にしては如何だろうか。そうした方が、実効性が高まると思う。</p> | 1 | <p>調査請求の人数については、既に政治倫理条例を制定している団体（※）などを参考として、政治倫理検討会において100人に決定しました。調査請求の人数に一定のハードルを持たせているのは、請求の濫用を防ぐ目的があります。また、遵守義務違反に係る事実を証する書面を添付する理由は、事実確認を行う必要があるためです。</p> |
| 11 | <p>第11条（政治倫理調査特別委員会の設置等）を、単に議長が、調査請求が適正であると認めたときに限定するのは、おかしいと思う。議長だって請求対象になる。また、政治倫理調査特別委員会を設置するか否かは、性格上、議会の多数意見だけで決めるものでもない。実効性のある制度設計を考える必要があると思う。請求や通報窓口の法律専門家を加えた小委員会（区民代表、議員代表）で、特別委員会の設置を具申するなど、具体的な実効性のあるステップが検討されるべきと思う。</p> | 1 | <p>調査請求書が提出され、その記載内容及び添付書類が適正であれば、政治倫理調査特別委員会を設置する流れとなります。議長は、調査請求書を受理した際、その記載内容及び添付書類を確認するなど、形式的な要件が揃っているかを判断しますが、個々の審査請求の内容について、判断するものではありません。</p> <p>特別委員会は議会の議決で設置を決定するものであり、設置の具申などについては考えていません。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 区議会の考え方 |
|-----|--|----|---|
| 1 2 | 調査請求できる区民の年齢は陳情や請願と同じように年齢制限を行わないこと。 | 1 | 議員は選挙において選出されることから、選挙権をもつ18歳以上が調査請求をできることにしました。 |
| 1 3 | 第4条に基づき政治倫理調査特別委員会を設置し委員会を行う際は、請求代表者の他、区民の傍聴もできるようにすること。政治倫理調査特別委員会は区議会と同様にインターネット中継や録画でも閲覧できるようにすること。 | 1 | 政治倫理調査特別委員会は、委員会条例に基づき、委員長の許可を得て傍聴することができることになっています。また、他の委員会と同様にインターネット中継や録画での閲覧も予定しています。 |

(※) 団体とは地方公共団体のこと